

# 最新の認知症施策の動向

# 認知症に関する基本情報

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

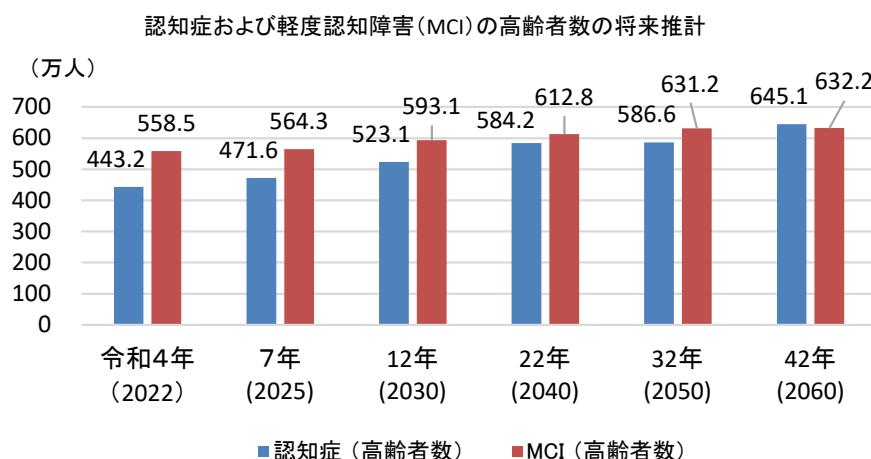
# 日本の介護保険をとりまく状況 ~高齢化+認知症+独居+地域差~

- ① 65歳以上の高齢者数は、2025年には3,653万人となり、2043年にはピークを迎える予測(3,953万人)。また、75歳以上高齢者の全人口に占める割合は増加していき、2060年には、25%を超える見込み。

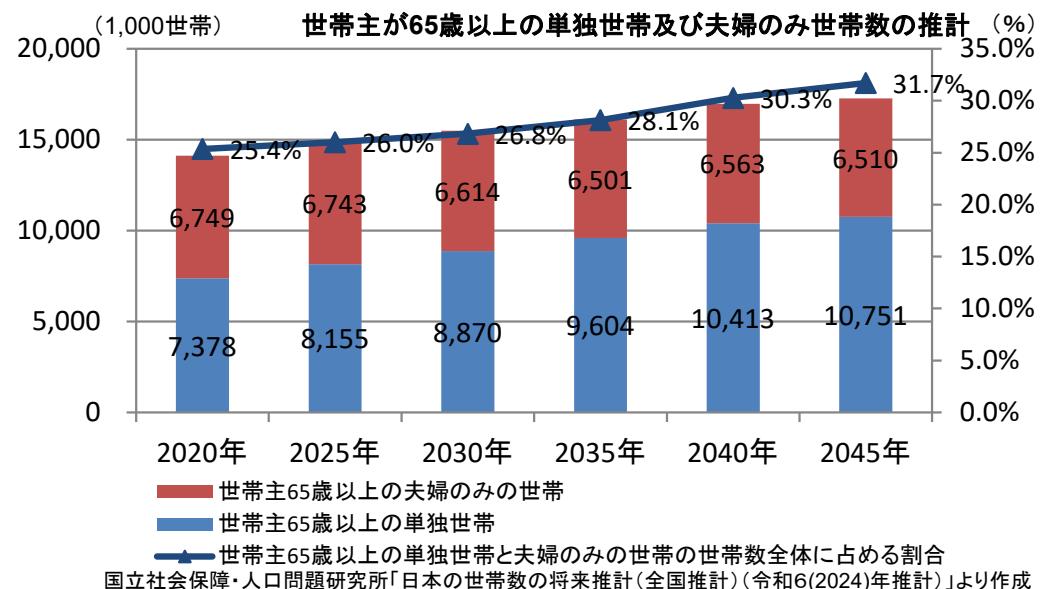
	2015年	2020年	2025年	2030年	2060年
65歳以上高齢者人口(割合)	3,385万人(26.6%)	3,603万人(28.6%)	3,653万人(29.6%)	3,696万人(30.8%)	3,644万人(37.9%)
75歳以上高齢者人口(割合)	1,631万人(12.8%)	1,860万人(14.7%)	2,155万人(17.5%)	2,261万人(18.8%)	2,437万人(25.3%)

平成27(2015)年国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(全国)(令和5(2023)年推計)」より作成

- ② 65歳以上高齢者のうち、認知症高齢者等が増加していく。③ 世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していく



資料:「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」(令和5年度老人保健事業推進費等補助金 九州大学二宮利治教授)より厚生労働省にて作成



国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(令和6(2024)年推計)」より作成

- ④ 75歳以上人口は、人口構成が比較的若い県で今後増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

※都道府県名欄の( )内の数字は倍率の順位

	沖縄県(1)	滋賀県(2)	栃木県(3)	宮城県(4)	神奈川県(5)	~	東京都(21)	~	高知県(45)	島根県(46)	山口県(47)	全国
2020年	15.8万人 <10.8%>	18.6万人 <13.1%>	27.1万人 <14.0%>	32.3万人 <14.0%>	123.1万人 <13.3%>		169.4万人 <12.1%>		13.1万人 <19.0%>	12.3万人 <18.4%>	24.5万人 <18.3%>	1860.2万人 <14.7%>
2040年	25.3万人 <17.6%> (1.60倍)	24.9万人 <19.0%> (1.34倍)	35.5万人 <21.4%> (1.31倍)	41.8万人 <20.8%> (1.30倍)	156.8万人 <17.7%> (1.27倍)		202.7万人 <14.0%> (1.20倍)		13.9万人 <26.4%> (1.06倍)	12.9万人 <23.4%> (1.05倍)	25.5万人 <24.1%> (1.04倍)	2227.5万人 <19.7%> (1.20倍)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」より作成

# 日本における認知症施策のこれまでの主な取組

- ① 2000年に**介護保険法を施行**。認知症ケアに多大な貢献。
  - ・認知症に特化したサービスとして、認知症グループホームを法定。
  - ・介護保険の要介護（要支援）認定者数は、制度開始当初218万人→2018年4月末644万人と3倍に増加。
  - ・要介護となった原因の第1位は認知症。
- ② 2004年に「痴呆」→「認知症」へ用語を変更。
- ③ 2005年に**「認知症サポーター」の養成開始**。  
※90分程度の講習を受け、認知症への理解を深める。 2025年年6月末実績 1,635万人  
**2012年にオレンジプランを策定**。
- ④ 2014年に**認知症サミット日本後継イベントの開催**。  
※総理から新たな戦略の策定について指示。
- ⑤ 2015年に**新オレンジプランを策定**。
- ⑥ 2017年に**介護保険法の改正**。  
※新オレンジプランの基本的な考え方として、介護保険法上、以下の記載が新たに盛り込まれた。
  - ・認知症に関する知識の普及・啓発
  - ・心身の特性に応じたリハビリテーション、介護者支援等の施策の総合的な推進
  - ・認知症の人及びその家族の意向の尊重 等
- ⑦ 2018年に**認知症施策推進関係閣僚会議が設置**
- ⑧ 2019年に**認知症施策推進大綱（2025年まで）を関係閣僚会議にて決定**。
- ⑨ 2020年に**介護保険法の改正**。
  - ・国・地方公共団体の努力義務（国及び地方公共団体は、認知症に対する国民の関心及び理解を深め、認知症である者への支援が適切に行われるよう、認知症に関する知識の普及及び啓発に努めなければならない）を追加。
  - ・「認知症」の規定は、最新の医学の診断基準に対応しつつ、今後の診断基準の変化にも柔軟に対応できるよう見直された。
- ⑩ 2022年 **認知症施策推進大綱中間評価**
- ⑪ 2023年 **共生社会の実現を推進するための認知症基本法 成立**
- ⑫ 2024年 **認知症施策推進基本計画 閣議決定**

# 共生社会の実現を推進するための認知症基本法 認知症施策推進基本計画

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要

令和5年6月14日成立  
令和6年1月1日施行

## 1.目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進

## 2.基本理念

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③ 日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものの除去。地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を確保する。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥ 共生社会の実現に資する研究等の推進。予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法など科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備する。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

## 3.国・地方公共団体等の責務等

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。

## 4.認知症施策推進基本計画等

政府は、認知症施策推進基本計画を策定（認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聴く。）

都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）

## 5.基本的施策

- ①国民の理解、②バリアフリー、③社会参加、④意思決定・権利擁護、⑤保健医療・福祉、⑥相談体制、⑦研究、⑧予防、⑨調査、⑩多様な主体の連携、⑪地方公共団体への支援、⑫国際協力

## 6.認知症施策推進本部

内閣に内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※基本計画の策定に当たっては、本部に、認知症の人及び家族等により構成される関係者会議を設置し、意見を聴く。

# 認知症施策推進基本計画の概要

【計画の位置付け】共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号。以下「基本法」という。）に基づく国の認知症施策の基本計画。これに基づき、地方自治体は推進計画を策定（努力義務）。

## 前文／I 認知症施策推進基本計画について／II 基本的な方向性

- ・ 基本法に明記された共生社会の実現を目指す。
- ・ 認知症の人本人の声を尊重し、「新しい認知症観」※に基づき施策を推進する。  
※①誰もが認知症になり得ることを前提に、国民一人一人が自分ごととして理解する。②個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間と共に、希望を持って自分らしく暮らすことができる。  
⇒ ①「新しい認知症観」に立つ、②自分ごととして考える、③認知症の人等の参画・対話、④多様な主体の連携・協働

## III 基本的施策

- ・ 施策は、**認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人や家族等と共に推進**する。  
⇒ 以下の12項目を設定：①国民の理解、②バリアフリー、③社会参加、④意思決定支援・権利擁護、⑤保健医療・福祉、⑥相談体制、⑦研究、⑧予防、⑨調査、⑩多様な主体の連携、⑪地方公共団体への支援、⑫国際協力

## IV 第1期基本計画中に達成すべき重点目標等

- ・ 次の4つの重点目標に即した評価指標を設定：①「新しい認知症観」の理解、②認知症の人の意思の尊重、③認知症の人・家族等の地域での安心な暮らし、④新たな知見や技術の活用
- ・ 評価指標は、重点目標に即して、**プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標**を設定

## V 推進体制等

- ・ 地方自治体において、地域の実情や特性に即した取組を創意工夫しながら実施
- ・ 地方自治体の計画策定に際しての柔軟な運用（既存の介護保険事業計画等との一体的な策定など）
- ・ ①行政職員が、認知症カフェ等様々な接点を通じて、認知症の人や家族等と出会い・対話する、②ピアサポート活動や本人ミーティング等の当事者活動を支援する、③認知症の人や家族等の意見を起点として、施策を立案、実施、評価する

# 重点目標・評価指標

重点目標	プロセス指標	アウトプット指標	アウトカム指標
①国民一人一人が「新しい認知症観」を理解している	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の中で認知症の人と出会い、その当事者活動を支援している地方公共団体の数</li> <li>認知症サポーターの養成研修に認知症の人が参画している地方公共団体の数</li> <li>ピアサポート活動への支援を実施している地方公共団体の数</li> <li>行政職員が参画する本人ミーティングを実施している地方公共団体の数</li> <li>医療・介護従事者等に、認知症の人の意思決定支援の重要性の理解を促す研修を実施している地方公共団体の数とその参加者数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症希望大使等の本人発信等の取組を行っている地方公共団体の数</li> <li>認知症サポーターの養成者数及び認知症サポーターが参画しているチームオレンジの数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症や認知症の人に関する国民の基本的な知識の理解度</li> <li>国民における「新しい認知症観」の理解とそれに基づく振る舞いの状況</li> </ul>
②認知症の人の生活においてその意思等が尊重されている		<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症施策に関して、ピアサポート活動等を通じて得られる認知症の人の意見を反映している地方公共団体の数</li> <li>認知症施策に関して、ピアサポート活動等を通じて得られる家族等の意見を反映している地方公共団体の数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域生活の様々な場面において、認知症の人の意思が尊重され、本人が望む生活が継続できていると考えている認知症の人及び国民の割合</li> </ul>
③認知症の人・家族等が他の人々と支え合いながら地域で安心して暮らすことができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>部署横断的に認知症施策の検討を実施している地方公共団体の数</li> <li>認知症の人と家族等が参画して認知症施策の計画を策定し、その計画に達成すべき目標及び関連指標（KPI）を設定している地方公共団体の数</li> <li>医療・介護従事者に対して実施している認知症対応力向上研修の受講者数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労支援も含めて個別の相談・支援を実施していることを明示した認知症地域支援推進員や若年性認知症支援コーディネーターを設置している地方公共団体の数</li> <li>認知症バリアフリー宣言を行っている事業者の数</li> <li>製品・サービスの開発に参画している認知症の人と家族等の人数</li> <li>基本法の趣旨を踏まえた認知症ケアパスの作成・更新・周知を行っている市町村の数</li> <li>認知症疾患医療センターにおける認知症関連疾患の鑑別診断件数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分の思いを伝えることができる家族、友人、仲間がいると感じている認知症の人の割合</li> <li>地域で役割を果たしていると感じている認知症の人の割合</li> <li>認知症の人が自分らしく暮らせると考えている認知症の人及び国民の割合</li> <li>認知症の人の希望に沿った、保健医療サービス及び福祉サービスを受けていると考えている認知症の人の割合</li> </ul>
④国民が認知症に関する新たな知見や技術を活用できる	<ul style="list-style-type: none"> <li>国が支援・実施する、認知症の人と家族等の意見を反映させている認知症に関する研究事業に係る計画の数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国が支援・実施する、認知症の人と家族等の意見を反映させている認知症に関する研究事業の数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国が支援・実施する、認知症に関する研究事業の成果が社会実装化されている数</li> </ul>

# 都道府県・市町村の認知症施策推進計画の策定支援事業

令和6年度補正予算 1.3億円

## 施策の目的

国民一人一人が自分ごととして認知症を理解し、認知症の人が希望を持って自分らしく暮らすことが出来るという考え方（「新しい認知症観」）に基づき施策を推進するために、多くの自治体で、地域住民に対して「新しい認知症観」に関する普及啓発等を実施し、認知症施策推進計画が策定されることを目的とする。

## 施策の概要

自治体が、地域住民に対して「新しい認知症観」や認知症基本法の普及啓発を図るとともに、認知症の人や家族等の意見を丁寧に聴いた上で「新しい認知症観」に基づき施策を推進するために、認知症施策推進計画を策定する際の準備に係る経費を補助する。

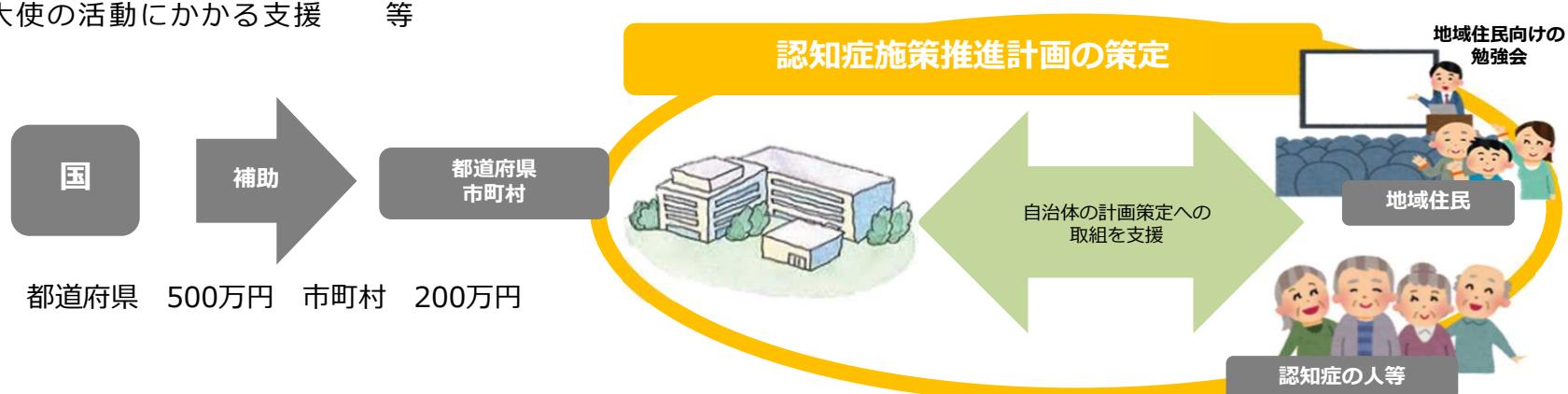
## 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

### 【対象経費】

（対象事業例）

- ・地域住民が「新しい認知症観」や認知症基本法についての理解を深めるための勉強会等の開催
- ・認知症の人や家族等の意見を丁寧に聞く場の設置
- ・認知症の人や家族等とともに施策を立案、実施、評価する取組
- ・地域の企業や公共機関等での認知症バリアフリーの取組の推進やその支援
- ・地域版認知症希望大使の活動にかかる支援 等

【補助率】 国（定額）  
1自治体あたり 都道府県 500万円 市町村 200万円



# 都道府県・市町村向け認知症施策推進計画策定の手引き（概要）

## 位置づけ・目的

- 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づき、都道府県・市町村においては、国の「認知症施策推進基本計画」を基本としつつ、「都道府県認知症施策推進計画」、「市町村認知症施策推進計画」を策定することが努力義務とされている。
- 本手引きは、独立して/他計画と一体として認知症施策推進計画を策定する場合、更には自治体における個別の認知症施策について、より良い形に見直し、実践する場合に参考されることを目的としている。

## 構成

### ■ 本手引きの要点

- 都道府県・市町村の担当者に意識してほしい考え方・心構え
- 都道府県・市町村にて計画の内容を検討する際の留意点

### ■ 計画の意義・目的

- 基本法の基本的な考え方と基本計画の意義
- 都道府県・市町村計画の役割

### ■ 計画策定のポイント

- 施策検討・実施時の留意点
  - 新しい認知症観とは
  - 本人参画のあり方
  - 他計画との連動および認知症施策推進計画の柔軟な策定
  - 部署横断的対応の具体的方法
- 基本的施策ごとに留意すべき点
- 基本計画におけるKPIの考え方

## 手引きの主要エッセンス：都道府県・市町村の担当者に意識してほしい考え方・心構え（抜粋）

- 認知症と共に生きる人を権利の主体として、その基本的人権を本人および社会全体として確保・実現するという権利（人権）ベースの考えを根幹おく。
- 施策は、認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人と家族等と共に推進する。
- まずは施策を立案、実施、評価する行政職員が、認知症の人と家族等の暮らしや活動の現場に出向き、認知症の人と家族等と共に過ごし、対話を重ね、意見を交わす。そのなかで自分なりの「新しい認知症観」を獲得する。
- 認知症の人の声を起点に、各地域での課題を明らかにしたうえで、認知症の人と家族等と共に、地域のあるべき姿を描く。「暮らしやすい地域」に向けて、認知症の人と家族等および医療・介護に留まらない多様な部局・関係者と共にまちづくりに取り組む。
- 計画策定そのものを目的化するのではなく、地域のあるべき姿を実現するための手段として活用する。
- 国的基本計画に記載された内容について、網羅的にまんべんなく実施するのではなく、各自治体の実態に合わせて優先順位を付け、重点的に取り組む施策を検討する。
- 地域のあるべき姿の実現に向けては、新規施策の実施にかかわらず、これまでに各自治体において実施してきた既存施策についても、認知症の人と家族等と共に見直し、検討し直す。

# 認知症の地域共生の取組み

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 認知症の人の診断後支援について -ピアサポート活動-

認知症の人やその家族は、診断直後等は認知症の受容や今後の見通しなどに対して大きな不安を抱えている。このため、前向きな一歩を踏み出せるよう、早期からの心理面・生活面への支援（診断後支援）が重要であり、医療機関や地域などの様々な場所において、認知症の人による相談支援（ピアサポート活動）が実施されている。

## ＜ピアサポート活動＞

今後の生活の見通しなどに不安を抱えている認知症の人に対し、精神的な負担の軽減と認知症の人の社会参加の促進を図るため、認知症当事者による相談支援を実施すること。

### 【都道府県の実施状況】

- ・事業名：ピアサポート活動支援事業（認知症総合戦略推進事業）
- ・実績：**22都府県**

### 【市町村の実施状況】

- ・実績：全国の**148市町村（8.5%）**

※市町村が配置する認知症地域支援推進員が中心となって地域支援事業交付金等を活用してピアサポート活動を実施

### 【認知症疾患医療センターにおける実施状況】

- ・事業名：認知症疾患医療センター運営事業
- ・実績：全国に設置されている505カ所のセンターうち**198カ所**においてピアサポート活動などを実施

※実績は令和5（2023）年度実績調査より



（院内でのピアサポート）

医療機関がピアサポート活動を実施する以外に、地域でも活動が実施されている。

（例）

地域包括支援センター職員、市の職員、認知症地域支援推進員が連携して立ち上げを支援。認知症の人が主催者となり、地域の多目的ホール等を活用して活動を実施。仲間との語り合いや、レクリエーション、地域の人との交流会などを実施している。



（やりたいことを仲間で検討）

# 認知症の人の診断後支援について - 認知症カフェ等その他の活動 -

ピアサポート活動以外にも、認知症カフェや本人ミーティング、認知症の人と家族の会等が行う電話相談やつどいの場など、認知症の人やその家族が集まる場が開催されている。



## <認知症カフェ>

認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場

- ・実績：全国の**1,593市町村（91.4%）**にて、**8,558 カフェが運営**
- ・設置主体：介護サービス施設・事業者、地域包括支援センターが多い。

※実績は令和5（2023）年度実績調査より



## <本人ミーティング>

認知症の本人が集い、本人同士が主になって、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからよりよい暮らし、暮らしやすい地域のあり方を一緒に話し合う場。

- ・実績：全国の**432市町村（24.8%）**で実施

※実績は令和5（2023）年度実績調査より



## <認知症の人と家族の会が開催するつどい>

家族介護者のつどい、本人・若年のつどいなど、全国で年間**4,309回**のつどいが開催されている（2023年度）。

※認知症の人と家族の会 [https://www.alzheimer.or.jp/?page\\_id=73](https://www.alzheimer.or.jp/?page_id=73)

# 認知症の人の社会参加活動の体制整備

- ・ 認知症を有する高齢者や若年性認知症の中には、これまでの経験等を生かして活躍したいとの声が少なくない。
- ・ 地域において「生きがい」をもった生活や認知症予防等の介護予防に資するよう、認知症地域支援推進員の取組として、**令和元年度より社会参加活動のための体制整備を地域支援事業（認知症総合支援事業の中の認知症地域支援・ケア向上事業に位置づけ、その取組を支援。**

## （具体的な取組例）

- ・ 市町村が適当と認めた事業者による農業、商品の製造・販売、食堂の運営、地域活動等の社会参加に対する支援
- ・ 社会参加活動を行うに当たり、事業者に専門家を派遣する等により活動を実施するために必要な助言
- ・ 市町村が適当と認めた事業者によるマルシェ等イベントの開催支援
- ・ 社会参加活動を行うために必要な農業生産者や企業等とのマッチング支援 など

## （主な経費内容）

- ・ 作業実施の指導・訓練に関する人件費（農家等への謝礼）や介護支援が必要な場合の人件費
- ・ 作業実施のための諸経費（器具の購入）やイベント（マルシェ）の開催
- ・ 商品の売上げは、支援の対象者である高齢者の有償ボランティアの謝金等として事業費に充てつつ、不足部分を支援

※ 1市町村あたり、3カ所の実施を想定（財源の範囲内で1市町村当たり、最大5カ所まで）。



# 認知症の医療関係の枠組み

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 認知症ケアパス

- 認知症発症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければいいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示したもの。
- 市町村が地域の実情に合わせて作成し、住民や関係機関に広く周知することとしている。
- ※ 令和5年度実績:1,656市町村(実施率95.1%)

認知症ケアパスのイメージ図(一例)

